

荒川区立第五峡田小学校
「学校いじめ防止基本方針」

—目次—

- 1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針
- 2 いじめ防止等のための組織
- 3 いじめの未然防止の取組
- 4 いじめへの早期発見の取組
- 5 いじめの早期対応・対処
- 6 重大事態への対処
- 7 その他

「学校いじめ防止基本方針」のポイント

教育課程に位置付いた、いじめ未然防止のための計画

速やかな情報の共有と対応のための組織体制

経緯

「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月公布・9月施行)

「東京都いじめ防止対策推進条例」(平成26年7月施行)

「東京都いじめ防止対策推進基本方針」(平成26年7月策定)

⇒① 「学校いじめ防止基本方針」の策定

② 「学校いじめ対策委員会」の設置(東京都)

③ 「東京都教育委員会いじめ総合対策」(平成26年7月策定)

④ 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」(令和3年2月策定)

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

「いじめ」は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、「いじめは決して許されない行為である」、
「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」という認識のもと、「いじめの防止対策推進法」に則り、本校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」策定する。

(2) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

(3) 学校及び教職員の責務

いじめ問題は、人権問題であり、決して許されない行為であることを児童が十分理解できるよう指導する。また、教育活動全体を通して、規範意識や望ましい人間関係を築く力の育成を図る。いじめの防止等の取組は、迅速かつ組織的に対応する。

○具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。(チェックリストとして兼ねる)

- 理由もなくいじわるなことをされる
- 仲間外れ、集団による無視
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、SNS等で誹謗中傷や嫌なことをされる
- 給食の配膳時、極端に盛られる量が他の人と違う
- 隣に座った人が席を微妙に離す
- 馬鹿にするようなあだ名をつけられる(一見分からないようにして付けられる)
- 執拗に注意されたり、強い口調で責め立てられたりする

等

2 いじめの防止等のための組織

(1) 「いじめ等対策委員会」の設置

構成員：管理職、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、専科長、当該学級担任、当該学年主任、スクールカウンセラー（以下「SC」）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）、特別支援コーディネーター等

内 容 ・いじめの防止等に関する全体計画の立案、改善を行うとともに、いじめが発生した際の事実確認や早期対応を行う。
・教職員の資質向上のための校内研修計画の企画と実施
・早期発見に関する取組（いじめに関するアンケート調査等の実施）

・いじめの疑いがある事案や児童生徒の問題行動等に関する情報収集と記録、共有化を図る。

・いじめの疑いがある情報を得た際には、速やかに本委員会を開催し、情報の共有、関係児童生徒への正確な事実確認、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者への連携、教育委員会への報告等が組織的に実施できるようにする。

(2) 生活指導夕会（毎週金曜日に実施）

構成員：全教職員

内 容：毎週金曜日に児童や学級の様子への把握、変化に関する情報共有を行う。

3. いじめの未然防止等の取組

「いじめ」はどこでも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に未然防止の取組を行う。

- ①子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出
- ②豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
- ③自己肯定感や自尊感情を高める指導
- ④よりよい社会を築こうとするいしきや態度を育む指導
- ⑤子供と教職員の信頼関係の構築

・いじめについての題材を取り上げた授業を行い、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を作り学校全体で醸成する。

・荒川区 SNS ルールや五峽小 SNS ルール等を活用した、ネットリテラシーの授業を行い、情報モラル教育を行う。

・SOS の出し方講座や生命の安全教育等を行い、児童のいじめ等の困難状況を乗り越えられるような教育の充実。

- ・特別支援教育の一層の推進。
- ・言語活動の充実に着目した教育活動の推進。
- ・校内研修の充実。
- ・全教育活動を通じた人権教育、道徳教育の充実。

4 いじめへの早期発見の取組

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- ①「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
- ②子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知
- ③全ての教職員による子供の状況把握
- ④子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築
- ⑤保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
 - ・学級経営、専科経営、学年経営の一層の充実と児童同士、児童と教職員の信頼関係を築くため、日常のコミュニケーションを大事にした学校の雰囲気づくりを行う。
 - ・生活指導夕会で子供たちの情報を共有する。(週に1回)
 - ・全児童に対して、相談窓口等の周知を年度当初に行う。(SC、SSW等・担任・生活指導主任・養護教諭・専科長・副校長)
 - ・ふれあい月間に行ういじめに関するアンケート調査等、長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査を実施し、児童からの情報を収集し、早期発見に努める。
 - ・いじめの定義・認知についての正確な理解を図る研修会を実施する。(年度当初、ふれあい月間等をはじめ、年間3回以上)年度当初に、全教職員に対して、学校いじめ防止基本方針の理解を図る研修等を行う。

5 いじめの早期対応・対処

特定の教員で抱え込まず、いじめ等対策委員会を中心とした事実確認を正確に、迅速に、組織的に行い、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては毅然とした態度で指導する。

- ①「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
- ②被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応
- ③加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導
- ④重大事態につながらないようにするための対応
- ⑤教育委員会への報告及び教育委員会による支援

【被害児童、周囲の児童に対する対応】

- ・学年対応など組織的な体制で、被害児童本人や周囲の児童から聞き取りを行い、事実を時系列にまとめる。
- ・被害児童の身体的、精神的な被害状況の把握と、SC・SSW等と連携した適切な初期対応を行う。
- ・全教職員で事実確認といじめの原因・背景等について共有化を図り、被害を継続させないための対応策を実行する。
- ・被害児童の家庭に対して、いじめ問題の解決に向けた学校の方針や取組等の説明を丁寧に行い、学校と同一歩調で解決に当たることができるよう努める。また関係学年の全家

庭に対して、どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志をわが子に育てていくよう協力を求める。

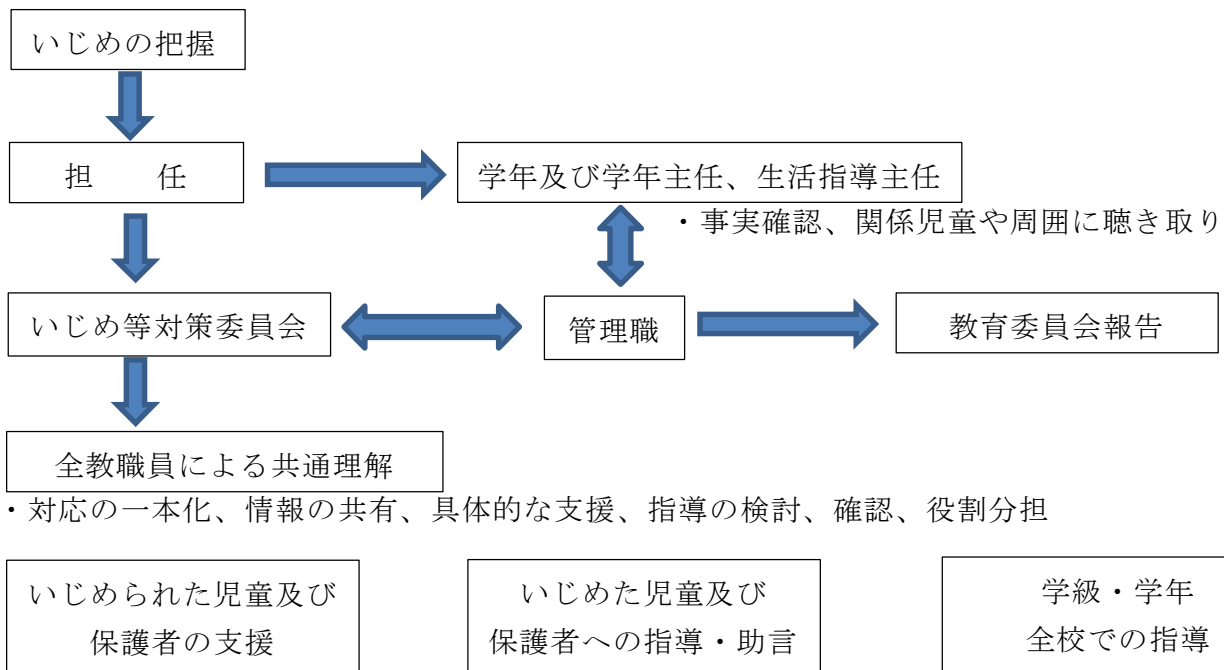
【加害児童に対する対応】

- ・複数体制（例えば、学級担任と学年主任等）で加害児童に対して、行為・行動の事実確認を行う。
- ・「いじめは絶対に許されない」という強い指導で、本人に反省と謝罪を促す。
- ・いじめ等対策委員会を中心に、いじめの温床となる環境等の改善について、指導内容を決定し、組織的な指導体制を構築する。
- ・全教職員で、いじめ防止の指導を継続する。必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ・加害児童の家庭に対して、学校で確認できた事実関係を伝える。事実を冷静に受け止めていただき、学校と共同歩調で解決を図ることを依頼する。また、被害者である児童・家庭に対して、誠意ある謝罪等の対応をすることをわが子に指導するよう促す。

【関係機関、専門機関等】

- ・荒川警察署、青少年相談センター、子ども家庭支援センター、児童相談所 等

【対応経路】



いじめの訴えがあった児童生徒や保護者に対して、学級担任等が勝手な判断で独自に対応することのないよう、訴えがあった場合には、管理職へ報告のうえ対応することを徹底する。

6 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席すること（いじめをきっかけとした欠席日数が30日を経過）を余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、重大事態と認識し、教育委員会をはじめとした関係諸機関に報告をし、連携して対処する。

- ①重大事態へ対応するための調査組織を速やかに設け、事実関係を明確にする。
- ②教育委員会を通じて、速やかに口調へ重大事態発生について報告する。
- ③当該児童及びその保護者に対し、適切・適時な方法で情報を提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告し、関係諸機関と再発防止に向けた対応策について協議する。

7 その他

- ・ いじめ防止基本方針やいじめの定義について、保護者会等や学校だより、学校ホームページを活用し保護者、地域に対して広く周知する。
- ・ いじめの事実確認により判明した事案に関する情報については、人権やプライバシーに十分配慮し、関係する保護者に適切に提供する。
- ・ いじめ防止等に向けた学校の取組については適宜自己評価を行うとともに、学校評議員会や学校関係者評価でも報告等を行い、取組の改善を図る。